

【利用者負担額の決定・注意事項について】

- ・利用者負担額は、父・母の市民税所得割額（4月から8月は前年度、9月から翌年3月の利用者負担額は、当該年度）の合算で算出します。なお、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除（調整控除を除く）を適用する前の市民税所得割額により決定します。
- ・直系尊属（祖父母、曾祖父母）と同居し、父母の年収（児童手当・児童扶養手当の収入を含む）が100万円以下の場合は、祖父母（いずれか一番高い方）の税額で利用者負担額を決定します。祖父母の年収も100万円以下の場合は曾祖父母（いずれか一番高い方）の税額で利用者負担額を決定します。世帯分離をしていても同居の場合は同居扱いになります。二世帯住宅の場合、建物に共有スペースがある場合、同居とみなします。
- ・「3歳未満」とは、年度の4月初日の前日において3歳に達していない子ども（年齢は誕生日の前日に加算されます。）をいい、子どもが年度途中で3歳に達しても、当該年度中は3歳未満児の金額が適用されます。
- ・市から認定を受けた保育の必要量「保育標準時間」・「保育短時間」によって、利用者負担額が異なる階層があります。
- ・世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、教育保育課へお知らせください。
- ・保育料、延長保育料、主食費、副食費の口座振替日は、当月末日（月末が休日の場合は翌開庁日）となります。

【税額の確認について】

- ・税の確認ができない世帯に関しては税申告及び、課税証明書の提出を依頼することがあります。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて利用者負担額を算定します。保育料算出に必要な税情報等が確認できない場合、保育料算出ができないため利用者負担額表の上限額（最高額）で仮決定し、徴収します。
- ・税額の変更があった場合、翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、教育保育課へお知らせください。但し、税額の修正等による税額変更は過去に遡っての変更は行わず、教育保育課に申請後翌月以降の適用になります。

【ひとり親等の要保護世帯について】

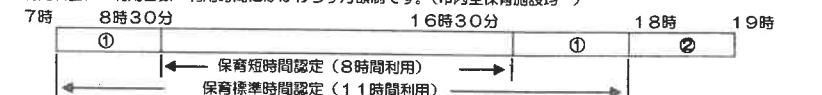
- ・要保護欄が適用されるのは、下表の世帯状況に該当し、必要書類を提出した世帯です。
- ・1～4の世帯状況に該当する場合、入所申請書類の該当項目記載欄にチェックを入れた上で、入所が決定した際には必要書類に記載されているいずれかの書類のコピーをご提出いただくこととなります。
- ・既に入所している場合で、新たに世帯状況に当てはまった場合は必要書類を提出してください。
- ・世帯状況が変わったときは、必ず申し出てください。（例：婚姻等でひとり親ではなくなった場合、手帳等の交付を受けなくなった場合、手帳を所持していた同居者と別居した場合など。）なお、年度を超えての遡りは行いません。

世帯状況		必要書類
1	ひとり親世帯	児童扶養手当証書・母子家庭等医療費受給者証・遺族基礎年金の受給がわかるもの、戸籍謄本＋保険証（ひとり親家庭であって、子を扶養していることがわかるもの）
2	同居者が障害者手帳の交付を受けている世帯	身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳
3	特別児童扶養手当支給対象児童がいる世帯	特別児童扶養手当証書
4	同居者が障害基礎年金を受給している世帯	障害基礎年金の受給がわかるもの

【延長保育料】

本来の利用可能時間を越えて保育を必要とする世帯の子どもの保育を行います。延長保育を利用する場合、別途申請と延長保育料が必要となります。

＜利用料金＞ 利用日数・利用時間にかかわらず月額制です。（市内全保育施設均一）



(1) 上記①の範囲（保育標準時間の範囲）：月額 500 円（生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料）

※保育短時間認定のみ

(2) 上記②の範囲（1時間延長）：月額 4,000 円（生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は月額 1,000 円）

【主食・副食費、その他実費】

入所時や園外保育時等にかかる教材費・行事費の実費徴収等があります。給食代として、3～5歳児は副食代 4500 円/月、主食代 600 円/月を徴収します。別途、保護者会費を徴収する場合があります。

8 なかよし給食について

アレルギーとなる卵や乳製品を使用しない調味料や食材を選定することで、食物アレルギーがある子ども、ない子どもすべての子どもが同じ給食を食し、安全・安心な給食（なかよし給食）の提供に努めます。

9 緊急時・災害時について

緊急時の対応方法：特定教育・保育の提供中、子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。避難・消火・防犯訓練：年間を通して行います。火災・震災等の災害時：中央保育所防災計画に基づき対応します。管轄消防署・警察署：東消防署・伊丹警察署 災害時の子どもの避難場所：保育所、伊丹小学校 県警ホットライン：設置済み

10 要望や相談等について

要望や相談等については、適切に対応するよう努めます。

11 園児に対しての共済制度

制度名称 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

制度内容（保育所の管理下で発生した災害が対象）

- ・死亡 3,000万円（通園時は1,500万円）
- ・障害 4,000万円～88万円（通園時は半額）
- ・負傷 医療保険並みの療養に要する費用の4/10の額
- ・保険料は年額210円（令和6年度）です。

12 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

伊丹市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。その他「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱いを行います。

13 その他

*詳細は、伊丹市の「入所（園）のしおり」及び「保育施設利用申請のご案内」をご確認ください。